新	カ後ロ マ条件に応る海外事業真並真的体際の収扱が 旧	備考
劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について	劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について	
平成19年6月21日 07 - 制度 - 00026 沿革 (略) 平成28年10月24日 一部改正	平成19年6月21日 07 - 制度 - 00026 沿革 (略)	
海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの(以下「劣後ローン」という。)に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。	海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの(以下「劣後ローン」という。)に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。	
記	記	
第1条 (略)	第1条(略)	
(劣後ローン特約の取扱) 第2条 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険の うち、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険における取扱は、次の各 号のとおりとする。 一~二 (略) 三 貸付金等の額が外貨建のときは、保険料率等規程II [10] 1(6)(注 2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付(貸付金債権等) 保険約款(平成13年4月1日 01-制度-00007。以下「貸付約款」と いう。)第33条第2項第1号の規定を準用して邦貨に換算した額とす る。ただし、次号に該当する保険契約にあっては、この限りでない。 四 (略) 2 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、 海外事業資金貸付(保証債務)保険における取扱は、次の各号のとおり とする。	(劣後ローン特約の取扱) 第2条 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険の うち、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険における取扱は、次の各 号のとおりとする。 一~二 (略) 三 貸付金等の額が外貨建のときは、保険料率等規程II [10] 1(6)(注 2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付(貸付金債権等) 保険約款(平成13年4月1日 01-制度-00007)第33条第2項第1 号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあっては、この限りでない。 四 (略) 2 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、 海外事業資金貸付(保証債務)保険における取扱は、次の各号のとおり とする。	
<ul> <li>と9る。</li> <li>一~二 (略)</li> <li>三 保証債務の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ [10] 1 (6)(注2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00008。以下「保証約款」という。)第31条第2項第1号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。</li> </ul>	一〜二 (略) 三 保証債務の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ [10] 1 (6) (注 2) に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付(保証債務)保険 約款(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00008) 第31条第2項第1号の 規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保	

新	カ後ローン来住に係る何か事業員並員自体機の取扱(i) 旧	備考
ただし、次号に該当する保険契約にあっては、この限りでない。	険契約にあっては、この限りでない。	VII 3
四(略)	四 (略)	
3 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険におい		
て、貸付約款第36条第1項又は保証約款第34条第1項の規定及び別添1		
の劣後ローン特約の規定における「質権又は譲渡担保を設定しようとす		
るとき」とは、本特約に係る海外事業資金貸付保険の申込みの時点にお		
いて既に質権又は譲渡担保の設定(予め質権又は譲渡担保設定に係る予		
<u>約契約(担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限</u>		
る。)が締結される場合にあっては、当該予約契約の締結をいう。)が行		
われている案件については、海外事業資金貸付保険の申込みのときをい		
<u>うものとする。</u>		
附則		
この改正は、平成28年11月1日から実施する。		
(DINT 4)	(Dirt 4)	
(別添1)	(別添 1)	
劣後ローン特約	劣後ローン特約	
   第1章 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険に付す特約	   第1章 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険に付す特約	
(てん補危険)	(てん補危険)	
第1条 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成13年4月1日	第1条 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成13年4月1日	
01 - 制度 - 00007。以下「貸付約款」という。) 第3条の規定にかかわら	01 - 制度 - 00007。以下「貸付約款」という。) 第3条の規定にかかわら	
ず、次の第1号から第4号までのいずれかに該当する事由(被保険者又	ず、次の第1号から第4号までのいずれかに該当する事由(被保険者又	
は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限	は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限	
る。)により、被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海	る。)により、被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海	
外事業資金貸付金債権等の全額につき、当該海外事業資金貸付金債権等	外事業資金貸付金債権等の全額につき、当該海外事業資金貸付金債権等	
に係る契約に定められた期限の利益喪失事由が発生した場合、及び次の	に係る契約に定められた期限の利益喪失事由が発生した場合、及び次の	
第5号に該当する事由(被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責め	第5号に該当する事由(被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責め	
に帰することができないものに限る。)が発生した場合には、貸付約款	に帰することができないものに限る。)が発生した場合には、貸付約款	
第3条第9号に、次の第6号に該当する事由が発生した場合(被保険者	第3条第9号に該当するものとし、独立行政法人日本貿易保険(以下「日	
が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権	本貿易保険」という。)は、被保険者がこれにより貸付金等を回収でき	
等の全額につき、支払期限が到来している場合に限る。)には、貸付約	ないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところに従い、てん	
款第3条第10号にそれぞれ該当するものとし、独立行政法人日本貿易保	補する責めに任ずる。	
険(以下「日本貿易保険」という。)は、被保険者がこれらにより貸付金		
等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところ		

	劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱に	こついて・新旧対照表
	旧	備考
に従い、てん補する責めに任ずる。		
一~五. (略)	一~五 (略)	
六 海外事業資金貸付の相手方についての破産手続開始の決定(第2号		
から第4号までに掲げるものを除き、被保険者の責めに帰することが		
できないものに限る。)ただし、本特約で別に規定されている場合に		
限りてん補する責めに任じる。		
(損失額及びてん補責任額)	(損失額及びてん補責任額)	
第2条 前条に規定する損失(前条第1号から第4号までの事由により生	第2条 前条に規定する損失(前条第1号から第4号までの事由により生	
じたものに限る。)の額とは、貸付約款第4条に基づいて算定される金	じたものに限る。)の額とは、貸付約款第4条に基づいて算定される金	
額の範囲内で、海外事業資金貸付金債権等の元本に係る損失にあっては	額の範囲内で、海外事業資金貸付金債権等の元本に係る損失にあっては	
当該事由に係る海外事業資金貸付金債権等の元本(以下「非常事故元本」	当該事由に係る海外事業資金貸付金債権等の元本(以下「非常事故元本」	
という。)について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは	という。) について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは	
第4号の損害の発生の直前に評価した額から、利子請求権に係る損失に	第4号の損害の発生の直前に評価した額から、利子請求権に係る損失に	
あっては当該事由に係る利子請求権(以下「非常事故利子請求権」とい	あっては当該事由に係る利子請求権(以下「非常事故利子請求権」とい	
う。)について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは第4	う。)について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは第4	
号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除	号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除	
した残額とし、貸付約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿	した残額とし、貸付約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿	
易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から貸付約款第5条各号に掲	易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から貸付約款第5条各号に掲	
げる額を控除した残額を基礎として、第7条に規定する保険金額の保険	げる額を控除した残額を基礎として、第7条に規定する保険金額の保険	
価額に対する割合(以下「てん補割合」という。)を乗じて得た額とす	価額に対する割合(以下「てん補割合」という。)を乗じて得た額とす	
<b>る。</b>	る。	
$-\sim$ 三 (略)	— <u>∼</u> 三 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 前条に規定する損失(前条第6号の事由により生じたものに限る。)		
の額とは、貸付約款第4条に基づいて算定される金額の範囲内で、海外		
事業資金貸付金債権等の元本に係る損失にあっては当該事由に係る海		
外事業資金貸付金債権等の元本(以下「信用事故元本」という。)の保		
<u>険価額から、利子請求権に係る損失にあっては当該事由に係る利子請求</u>		

権(支払期日の到来したもの又は貸付約款第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「信用事故利子請求権」という。)に取得し得べき利子の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、貸付約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から貸付約款第5条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額

新	カ仮ロ ク米付に床る海バザ未真並真門床機の収扱( 旧	備考
とする。 <ul><li>一 当該事由の発生による取得金又は取得可能金</li><li>二 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額</li></ul>		
第3条 前条第1項の非常事故元本又は非常事故利子請求権について評価した額は、当該非常事故元本又は当該非常事故利子請求権の債権金額から当該評価の時に取立不能となっている金額を控除した残額とする。2 (略) 3 第1条第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由の発生による取得金(金銭で取得したものを除く。)又は取得可能金(金銭債権で取得したものを除く。)の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、その日の前日までに第6条の規定により取得金を金銭で取得したとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。	第3条 前条第1項の非常事故元本又は非常事故利子請求権について評価した額は、当該非常事故元本又は当該非常事故利子請求権の債権金額から当該評価の時に取立不能となっている金額を控除した残額とする。2 (略) 3 第1条第1号から第4号までのいずれかの事由の発生による取得金(金銭で取得したものを除く。)又は取得可能金(金銭債権で取得したものを除く。)の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、その日の前日までに第6条の規定により取得金を金銭で取得したとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。	
第4条 非常事故元本について第2条第1項又は第2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該非常事故元本に係る保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。  (略)  当該事由発生前における第1条第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金三(略)  信用事故元本について第2条第3項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額と当該信用事故元本について第1条第1号から第5号までのいずれかに該当する事由により生じた損失について本保険契約に基づきてん補した額又はその累計額との合計額が当該信用事故元本に係る保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。  当該事由発生前における当該信用事故元本の喪失(第1条第1号か	第4条 非常事故元本について第2条第1項又は第2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該非常事故元本に係る保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。  (略)  当該事由発生前における第1条第1号から第4号までのいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金三(略)	

新	カ仮ロ ノ糸片に赤る海バ事未貞並貞門 床膜の収収( 	備考
	旧	1佣/与
ら第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由によるものを除		
く。)により取得した金額又は取得し得べき金額(送金不能額が含ま		
れる場合にあっては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残		
額)とその喪失した元本に係る保険価額とのいずれか多い金額		
二 当該事由発生前における第1条第1号から第4号まで又は第6号		
のいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金		
三 第2条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に規定する金額		
第5条 日本貿易保険は、第2条第1項及び第3項並びに前条の規定にか	第5条 日本貿易保険は、第2条第1項及び前条の規定にかかわらず、取	
かわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する	得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により	
事由により本邦に送金することができない金額(その事由の発生前に本	本邦に送金することができない金額(その事由の発生前に本邦に送金し	
邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。)	得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。)が生じ	
が生じたときは、第2条第1項及び第3項並びに前条の規定により算定	たときは、第2条第1項及び前条の規定により算定した日本貿易保険が	
した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第2条第1項第2	てん補すべき額のほか、その額と第2条第1項第2号又は前条第2号に	
号若しくは第3項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号	規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第2条第	
に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第2条	1項第2号又は前条第2号に規定する金額とみなして第3条及び前条	
第1項第2号若しくは第3項第1号又は前条第1項第2号若しくは第	の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額を	
2項第2号に規定する金額とみなして第3条及び前条の規定を適用し	てん補するものとする。	
て算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するもの	170 Hill 7 30 5 2 2 7 30	
とする。		
一~六 (略)	一~六(略)	
/ · (·H/	/ · (нц/	
第6条(略)	第6条(略)	
(保険金額)	(保険金額)	
第7条 第1条第1号から第5号までに該当する事由に係る保険金額は、	第7条 保険金額は、保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額	
保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする。	とする。	
2 第1条第6号に該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の		
95を乗じた金額の範囲内の額とする。		
00 C/10 O1 C 12 PM 1 1 1 1 1 1 M C / WO		
第8条~第10条 (略)	第8条~第10条 (略)	
FIG. 111 PARTITIES WIND	The state of the s	
(質権又は譲渡担保の設定)	(質権又は譲渡担保の設定)	
第11条 被保険者は、第1条第4号イにて重要資産等に含めた株式若し	第11条 被保険者は、第1条第4号イにて重要資産等に含めた株式若し	
くは貸付金債権又は部分損失特約にててん補対象に含めた再投資先企	くは貸付金債権又は部分損失特約にててん補対象に含めた再投資先企	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11-2714 TOVIET MOREOVA DO CHARACE CON CHARACTER AND HISTORY CONT.	

.live	カ仮ローノ条件に除る個外事表質並真的体際の取扱に 	
新	IB III	備考
業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をい	業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をい	
う。以下同じ。)の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権又	う。以下同じ。)の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権又	
は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得	は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得	
なければならない。	なければならない。	
2 貸付約款第36条第1項の規定にかかわらず、保険の目的のみに質権又		
は譲渡担保を設定しようとするときであって、日本貿易保険が認めた場		
合は、当該質権又は譲渡担保の取得予定者との連名での承諾の取得は不		
要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。		
第12条~第14条 (略)	第12条~第14条 (略)	
NIEW NIEW (HI)	NITEN NITEN	
第2章 海外事業資金貸付(保証債務)保険に付す特約	第2章 海外事業資金貸付(保証債務)保険に付す特約	
(てん補危険)	(てん補危険)	
第1条 海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(平成13年4月1日 01-	第1条 海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(平成 13 年 4 月 1 日	
制度 - 00008。以下「保証約款」という。)第3条の規定にかかわらず、	01 - 制度 - 00008。以下「保証約款」という。) 第3条の規定にかかわら	
次の第1号から第5号までのいずれかに該当する事由(被保険者又は保	ず、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する事由(被保険者又	
証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができ	は保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することが	
証債務に係る主にる債務有石しては債権者の員のに滞りることができ ないものに限る。) が発生した場合には、保証約款第3条第1号リに、	できないものに限る。)が発生した場合には、保証約款第3条第1号リ	
次の第6号に該当する事由が発生した場合には、保証約款第3条第2号	に該当するものとし、次の第1号から第4号までのいずれかに該当する	
にそれぞれ該当するものとし、次の第1号から第4号まで若しくは第6日のいまた。	事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたこと	
号のいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債	によって当該保証債務を履行したことにより被保険者が受ける損失又	
務の不履行が生じたことによって当該保証債務を履行したことにより	は次の第5号に該当する事由により被保険者が受ける損失に限り、独立	
被保険者が受ける損失又は次の第5号に該当する事由により被保険者	行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、本特約の定	
が受ける損失に限り、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」	めるところに従い、てん補する責めに任ずる。	
という。)は、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。		
一~五 (略)	一~五 (略)	
六 保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定(第2		
号から第4号までに掲げるものを除き、被保険者の責めに帰すること		
ができないものに限る。)ただし、本特約で別に規定されている場合		
に限りてん補する責めに任じる。		
(損失額及びてん補責任額)	(損失額及びてん補責任額)	
第2条 前条に規定する損失(前条第1号から第4号までの事由により生	第2条 前条に規定する損失(前条第1号から第4号までの事由により生	
じたものに限る。)の額とは、保証約款第4条に基づいて算定される金	じたものに限る。) の額とは、保証約款第4条に基づいて算定される金	
額の範囲内で、当該事由に係る保証債務の履行により取得する求償権	額の範囲内で、当該事由に係る保証債務の履行により取得する求償権	

	<u> </u>	
新	旧	備考
(以下「非常事故求償権」という。)について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額と当該保証債務の履行として支払った額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、保証約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から保証約款第5条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、第7条に規定する保険金額の保険価額に対する割合(以下「てん補割合」という。)を乗じて得た額とする。  一〜三 (略)  2 (略)  3 前条に規定する損失(前条第6号の事由により生じたものに限る。)の額とは、保証約款第4条に基づいて算定される金額の範囲内で、当該事由に係る保証債務の履行により取得する求償権(以下「信用事故求償権」という。)の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、保証約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から保証約款第5条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。  一 当該事由の発生による取得金又は取得可能金  二 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額	(以下「非常事故求償権」という。)について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額と当該保証債務の履行として支払った額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、保証約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から保証約款第5条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、第7条に規定する保険金額の保険価額に対する割合(以下「てん補割合」という。)を乗じて得た額とする。  一〜三 (略)  (略)	1/用 存
<ul> <li>第3条 前条第1項の非常事故求償権について評価した額は、当該保証債務に係る主たる債務者が解散したものとした場合において当該非常事故求償権について弁済を受けるべき金額とする。</li> <li>2 (略)</li> <li>3 第1条第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由の発生による取得金(金銭で取得したものを除く。)又は取得可能金(金銭債権で取得したものを除く。)の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、その日の前日までに第6条の規定により取得金を金銭で取得したとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。</li> </ul>	<ul> <li>第3条 前条第1項の非常事故求償権について評価した額は、当該保証債務に係る主たる債務者が解散したものとした場合において当該非常事故求償権について弁済を受けるべき金額とする。</li> <li>2 (略)</li> <li>3 第1条第1号から第4号までのいずれかの事由の発生による取得金(金銭で取得したものを除く。)又は取得可能金(金銭債権で取得したものを除く。)の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、その日の前日までに第6条の規定により取得金を金銭で取得したとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。</li> </ul>	
第4条 非常事故求償権又は送金不能額について第2条第1項又は第2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額がこの保険証券記載の保険価額から次の各号に掲げる金額を控除し	第4条 非常事故求償権又は送金不能額について第2条第1項又は第2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額がこの保険証券記載の保険価額から次の各号に掲げる金額を控除し	

	カ後ローノ条件に係る毋外争来其金貝竹休陕の取扱に 	
新	III	備考
た残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本	た残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本	
貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額を	貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額を	
基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。	基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。	
<u>→~</u> (略)	一~二 (略)	
2 信用事故求償権について第2条第3項の規定により算定した日本貿		
易保険がてん補すべき額と第1条第1号から第5号までのいずれかに		
該当する事由により生じた損失について本保険契約に基づき日本貿易		
保険がてん補した額又はその累計額との合計額がこの保険証券記載の		
保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を基礎として、てん		
補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額		
は、これらの規定にかかわらず、その残額を基礎として、てん補割合を		
は、これらの規定にかかわらり、その残額を基礎として、こん補制言を乗じて得た額とする。		
一 当該事由発生前における第1条第1号から第4号まで又は第6号		
のいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金		
二 第2条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に規定する金額		
第5条 日本貿易保険は、第2条第1項及び第3項並びに前条の規定にか	第5条 日本貿易保険は、第2条第1項及び前条の規定にかかわらず、取	
かわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する	得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により	
事由により本邦に送金することができない金額(その事由の発生前に本	本邦に送金することができない金額 (その事由の発生前に本邦に送金し	
邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。)	得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。)が生じ	
が生じたときは、第2条第1項及び第3項並びに前条の規定により算定	たときは、第2条第1項及び前条の規定により算定した日本貿易保険が	
した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第2条第1項第2	てん補すべき額のほか、その額と第2条第1項第2号又は前条第2号に	
号若しくは第3項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号	規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第2条第	
に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第2条	1項第2号又は前条第2号に規定する金額とみなして第3条及び前条	
第1項第2号若しくは第3項第1号又は前条第1項第2号若しくは第	の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額を	
2項第2号に規定する金額とみなして第3条及び前条の規定を適用し	てん補するものとする。	
て算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するもの		
とする。		
一~六 (略)	一~六 (略)	
第6条(略)	第6条(略)	
(保険金額)	(保険金額)	
第7条 第1条第1号から第5号までに該当する事由に係る保険金額は、	第7条 保険金額は、保険価額に 100 分の 95 を乗じた金額の範囲内の額	
保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする。	とする。	

	が	
新	田	備考
2 第1条第6号に該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の		
95を乗じた金額の範囲内の額とする。		
第8条~第10条 (略)	第8条~第10条 (略)	
(質権又は譲渡担保の設定)	(質権又は譲渡担保の設定)	
第11条 被保険者は、第1条第4号イにて重要資産等に含めた株式若し	第11条 被保険者は、第1条第4号イにて重要資産等に含めた株式若し	
くは貸付金債権又は部分損失特約にててん補対象に含めた再投資先企	くは貸付金債権又は部分損失特約にててん補対象に含めた再投資先企	
業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をい	業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をい	
う。以下同じ。)の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権又	う。以下同じ。)の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権又	
は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得	は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得	
なければならない。	なければならない。	
2 保証約款第34条第1項の規定にかかわらず、借入金等に係る債権のみ		
に質権又は譲渡担保を設定しようとするときであって、日本貿易保険が		
認めた場合は、当該質権又は譲渡担保の取得予定者との連名での承諾の		
取得は不要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。		
第12条~第14条 (略)	第12条~第14条 (略)	
(別添2) (略)	(別添2) (略)	